

国民健康保険税の改定(案)のお知らせ

昨年12月の日野町議会第5回定例会では、日野町国民健康保険税の改定(案)について、加入者の皆さんへ周知を図っていく必要があるのではという意見を含めて継続審査となりました。そこで、今回の改定(案)を住民の皆さんにご理解いただくため、国民健康保険の現状をお知らせします。



国保会計は大変厳しい状況

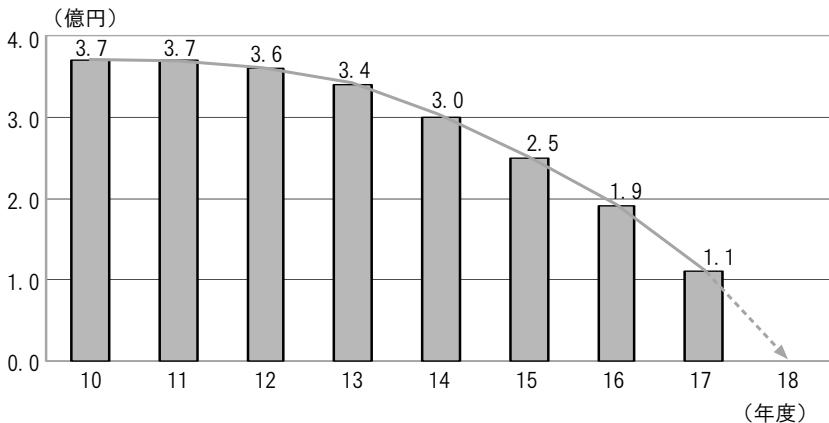
日野町の国保(国民健康保険)は、加入者から納めていただく保険税や国・県からの補助金などをもとに運営しています。しかし、近年は増え続ける医療費の影響を受け、運営するお金(財源)が不足し、貯金(国民健康保険財政調整基金)を取り崩すことにより補ってきました。平成17年度の国保会計では、単年度の保険税ではまかないきれないため、貯金を8千万円取り崩して、病院や診療所などへの医療費の支払いにあてました。もし、貯金がなければ実質的に

は赤字ということであり、国保会計は大変厳しい状況になっていきます。

今年度末には底をつく貯金

近年、保険税が不足する分は、貯金の取り崩しなどにより補ってきました。平成14年度以前には3億円以上あった貯金が、平成17年度末には残り1億1千万円と急激に減少しました。さらに、今年度には1億円を取り崩さなければならぬ状況であり、いよいよ貯金が底をつくこととなります。(図1参照)

【図1】国民健康保険財政調整基金残高の推移



もし赤字になれば？

国保会計がいくら厳しいからといって、病院や診療所への医療費の支払いを待ってもらうことはできません。

このため、もし赤字になれば不足するお金は翌年度の保険税から前借りするか、一般会計から繰り入れるか、どちらかになります。仮に翌年度の保険税から前借りした場合、その分を含めて翌年度に保険税を引き上げなければならぬくなり、加入者の皆さんに急激な負担を強いることになります。また、一般会計から繰り入れることは、国保以外の社会保険(政府管掌保険や健康保険組合、共済組

主な改定(案)の内容

平成19年度の保険税率(額)を次のとおり改定しようとするものです。

【医療分】

	現 行	改定案
所 得 割	5.10%	6.64%
資 産 割	19.00%	28.59%
均 等 割	19,800円	26,000円
平 等 割	24,800円	24,800円

【介護納付金分】

40歳以上65歳未満の人が納めます

	現 行	改定案
所 得 割	0.50%	1.35%
資 産 割	3.00%	7.10%
均 等 割	5,000円	9,000円
平 等 割	3,800円	5,100円

低所得世帯の方に

一定の所得要件を満たす低所得世帯の方には、所得に応じて保険税の軽減が受けられます。改定案では軽減後の均等割額および平等割額が次のとおりとなります。

【医療分】

	均等割額	平等割額
軽 減 前	26,000円	24,800円
7 割 軽 減	7,800円	7,440円
5 割 軽 減	13,000円	12,400円
2 割 軽 減	20,800円	19,840円

【介護納付金分】

	均等割額	平等割額
軽 減 前	9,000円	5,100円
7 割 軽 減	2,700円	1,530円
5 割 軽 減	4,500円	2,550円
2 割 軽 減	7,200円	4,080円



合など)が独自で運営されているのに対して、国保加入者以外の方からも納めていただく町の税金から国保に特別な援助として支出することにになり、保険制度の趣旨からいっても適当ではないと考えます。

県下の保険税の状況

県内市町の平成18年度の一人当たりの保険税(医療分)の状況を見ると、低い市町で約52,000円、高い市町で約92,000円と大きくばらつきがありますが、平均すると約77,000円となります。

日野町の場合、改定(案)では約72,000円程度になると見込んでおり、県内の平均より少し下回ると考えています(現行は約57,000円)。

国保会計の安定運営と健全化のために

貯金が底をついた今、医療費に見合った保険税を確保していかなければなりません。

こうしたことから、国保の運営協議会において適正な保険税率の算定について協議いただきました。その結果を踏まえ、ひっ迫する国保財政の健全化を図るため、平成19年度に向けて保険税の改定を行うおつとするものです。

住民の皆さんのご理解をお願いします。

